

○財務省告示第六十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年二月二十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回、第三百三十四回、第三百四十七回及び第三百四十八回）、利付国庫債券（二十年）（第六十七回、第六十九回、第七十回、第七十一回、第七十二回、第七十三回、第七十四回、第七十七回、第八十一回、第八十三回、第八十四回、第九十四回、第九十九回、第一百二十三回、第一百二十四回、第一百二十五回、第一百三十回、第一百三十二回、第一百三十三回、第一百三十六回及び第三百三十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）	の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す

五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日 十一 発行価格	十二 利率 十三 経過利子の 払込み		
る利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を	順次割り当てる。	額面金額で五千四百八十九億	円 内訳（別表のとおり）	六千二百七十七億九千五百八 十二万千円 五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成三十年二月二十二日 発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額	（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{1 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100}$$

の利率の／子に日同  
額の前十経過と  
の金利の第十日  
の債の第一日  
の象の債の発行  
象の象の債の第  
対行の象の債の  
各各の発行日か  
×各の発行日か  
100×各の発行日  
総額×各の発行日  
各発行各象の債の額面金利の／子に日同

（第十回） （第三十回） 利付国庫債券	（第十回） （第九回） 利付国庫債券	名称及び記号
○・六%	○・八%	利率（年）
平成六年三月二十六日	平成六年三月二十五日	償還期限
三十四億円	八百八十二億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十四 子  
第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

（別表のとおり）  
額面金額百円につき百円  
銘柄毎の基準利回りは、平成三十年二月二十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

十七 償還期限  
十八 元利金の支  
十九 払場所  
二十 払込期日

（利 第二付 八十年 三回） 国庫債 券	（利 第二付 八十年 一回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 七回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 四回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 三回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 二回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 一回） 国庫債 券	（利 第二付 七十年 一回） 国庫債 券	（利 第二付 六十年 九回） 国庫債 券	（利 第二付 六十年 七回） 国庫債 券	（利 第三回） 十年 四 十 国庫 債 券	（利 第三回） 十年 四 十 国庫 債 券
二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 九成 月三十 二十七	日年平 三成 月三十 二十七	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	日年平 九成 月三十 二十六	日年平 六成 月三十 二十六	日年平 六成 月三十 二十六	日年平 三成 月三十 二十六	日年平 三成 月三十 二十六	日年平 九成 月三十 二十九	日年平 六成 月三十 二十九
十七億 円	二十四億 円	二億 円	円五百 十三億	九十八億 円	円四百 三十億	五百四 億円	十二億 千七百 五 円	七億 円	三十億 円	円三百 十七億	八十三 億円

（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）三年 ）三年 ））債 ））券 ）七 ）七	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）三年 ）三年 ））債 ））券 ）六 ）六	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）三年 ）三年 ））債 ））券 ）三 ）三	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）三年 ）三年 ））債 ））券 ）二 ）二	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）二年 ）二年 ））債 ））券 ）十 ）五	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）二年 ）二年 ））債 ））券 ）十 ）四	（（利 回第二 ）百十 ）百十 ）二年 ）二年 ））債 ））券 ）十 ）三	（（利 第二付 ）百十 ）百十 ）九年 ）九年 ））債 ））券 ）回 ））券 ））券 ））券 ））券 ））券	（（利 第二付 ）百十 ）百十 ）九年 ）九年 ））債 ））券 ）回 ））券 ））券 ））券 ））券 ））券	（（利 第二付 ）百十 ）百十 ）十年 ）十年 ））債 ））券 ）回 ））券 ））券 ））券 ））券 ））券	（（利 第二付 ）百十 ）百十 ）十年 ）十年 ））債 ））券 ）回 ））券 ））券 ））券 ））券 ））券
二 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	
十年平 日十成 一四 月十 十二二	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二四 月十 十二三	十年平 日十成 二四 月十 十二三	日年平 三成 月四 二十三	十年平 日十成 二四 月十 十二二	十年平 日十成 二四 月十 十二二	日年平 三成 月四 二十一	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三 月十 二十七	
四 十 六 億 円	五 十 億 円	二 億 円	五 十 億 円	四 十 億 円	九 十 八 億 円	七 十 一 億 円	四 十 六 億 円	四 十 億 円	三 億 円	五 十 二 億 円	